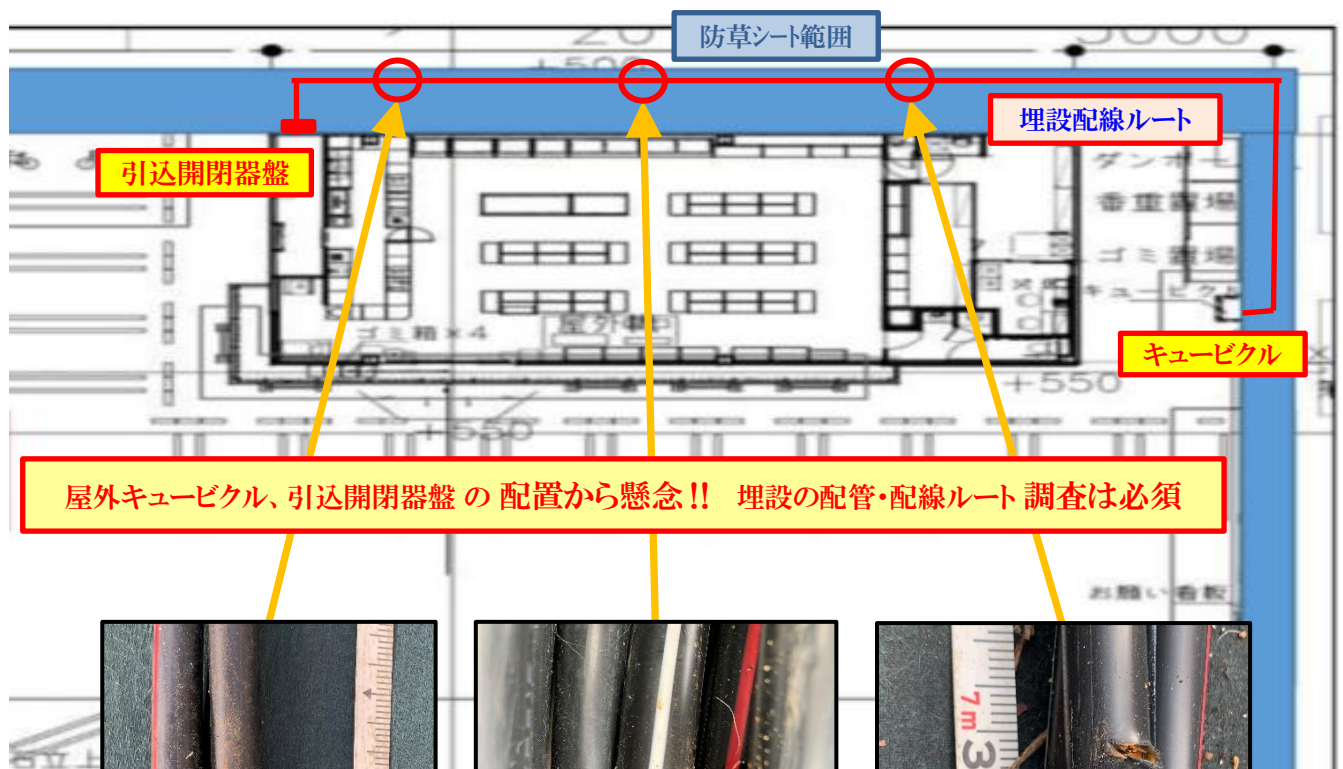


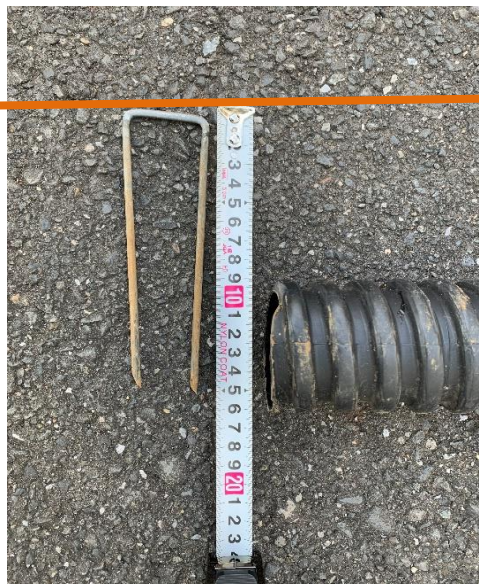
発生状況図(平面図・写真・図解等)



注

引込開閉器盤までの電源線損傷は、低圧キュービクルでの絶縁不良となるが、店舗影響は即時に発生せず、キュービクル定期点検の異常検知では原因特定できない。
→ 電線張替で破損確認 そもそも、作業者がピン打ち時に感電事故で被災危険大。

GL



埋設配管の土被り 発生要素 (注)

GL -100mm (浅い 規程はない)

シート固定ピン長さ

150mm

※配管内配線へピンが接触
(重) 埋設調査が重要)

発生状況図(平面図・写真・図解等)

※防草シート固定ピンによる過去事例

200013945(給水管)、200014185(外灯電源線)、198321796(外灯電源線)

埋設懸念調査：既設設置機器から類推、立下げ管埋設部を試掘

例) 散水栓、給水メーター、引込開閉器盤、キュービクル、外灯等



引込開閉器盤



屋外キュービクル

配管布設替後：新規は露出配管



埋設管ルート、配線損傷箇所



防草シート固定ピン

平成九年通商産業省令第五十二号 電気設備に関する技術基準を定める省令

(地中電線路の保護)

第四十七条 地中電線路は、車両その他の重量物による圧力に耐え、かつ、当該地中電線路を埋設している旨の表示等により掘削工事からの影響を受けないように施設しなければならない。

2 地中電線路のうちその内部で作業が可能なものには、防火措置を講じなければならない。

上記の電技省令を受けて、電技解釈第120条では次のように規定している。

電技解釈第120条(地中電線路の施設)

第1項 地中電線路は、電線にケーブルを使用し、かつ、管路式、暗きょ式は直接埋設式により施設すること。

第2項 地中電線路を管路式により施設する場合は、管にはこれに加わる車両その他の重量物の圧力に耐えるものを使用すること。

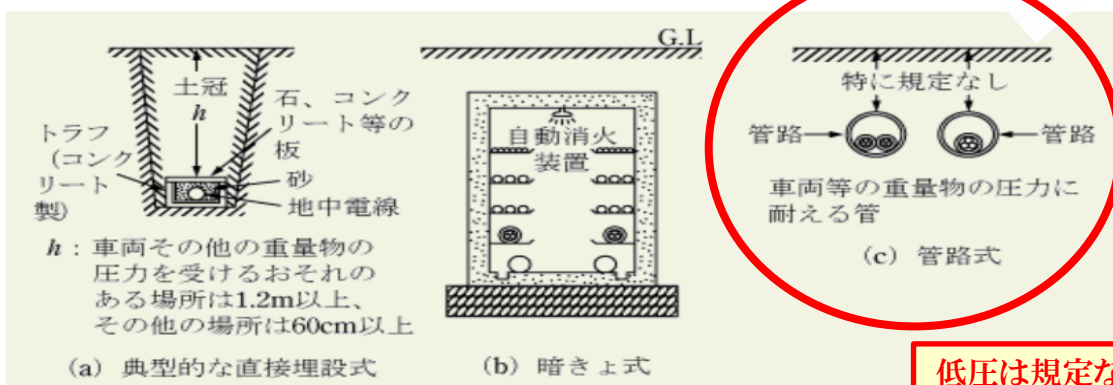
第3項 暗きょ式地中電線路(条文省略)

第4項 直接埋設式地中電線路(条文省略)

第6項 埋設表示(条文省略)

第7項 耐燃措置(条文省略)

電技解釈第120条第1項の地中電線路の例は第1図に示ようになる



■ 第1図 地中電線路の一般工事方法 ■

電技解釈第120条第2項の管路式による地中電線路の施設については、高圧受電設備規程の引込み線の施設に具体的に示されている。

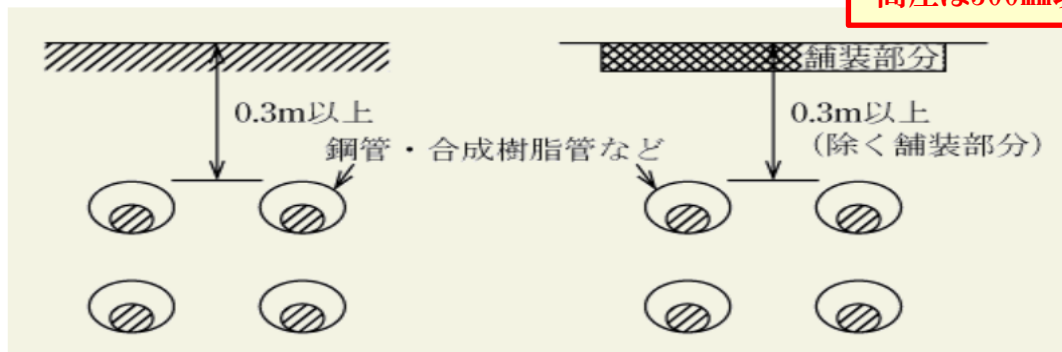
120-3 高圧地中引込線の施設

3. 地中引込線を管路式により施設する場合は、管にはこれに加わる車両その他の重量物の圧力に耐えるものを使用すること(電技解釈第120条)。

4. 前項のうち需要場所に施設する場合において、管径が200mm以下であって、120-3表に示す管又はこれらと同等以上の性能を有する管を使用し、埋設深さを地表面(舗装がある場合は舗装下面)から0.3m以上として施設する場合は、車両その他の重量物の圧力に耐えるものとする(第2図、第5表)。

〔注〕 具体的な施工方法はJIS C 3653(電力用ケーブルの地中埋設の施工方法)を参照のこと。

高圧は300mm以上



■ 第2図 管路式地中電線路の施設例 ■